

(平成23年8月29日 更新)

# 高校等の授業料無償化の拡大 【詳細資料】

—生徒が自らの希望や能力によって自由に学校選択できる機会を提供—

平成23年3月

大阪府

※ 本資料は、今回の具体的な制度設計、今後の制度の点検、さらには、将来に制度の見直しが生じる場合などを想定して、制度設立段階での基本的な考え方や留意事項などを可能な限り詳細に記載したものであり、今後、組織として共有し、引き継ぐために作成したものである。

## 制度の骨格

- ¶ 平成23年度から、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、すでに授業料無償である国公立高校と同様に、私立高校や高等専修学校についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を提供するため、
- ① 所得中位の世帯(年収610万円未満世帯)の生徒まで授業料を無償とし、
  - ② 生徒の70%(年収800万円未満世帯)までは保護者負担が10万円で収まるように、  
「私立高校生等授業料支援補助金」(以下「授業料支援補助金」)を大幅に拡充する。
- ¶ これにより、公私間の競争条件を合わせ、切磋琢磨による教育力の向上を促す。  
なお、従前の公私協議により公私の受入枠(「7・3枠」)を設定する仕組みは見直し、生徒の自由な学校選択を保障する観点から、公私トータルで高校進学予定者数を上回る募集人員を確保する仕組みに変更する。
- ¶ 私立高校への経常費補助金は、「パーヘッド(生徒単価均等)の原則」で配分するように見直す(なお、激変緩和のための経過措置を検討する)。また、「頑張る学校」には特別加算するなど、私立高校等の特色づくり、魅力づくりを促進する。

# 制度の目的・ねらい

## 1. 学校選択の機会の保障と次世代を担う人材の育成

- ▶ 国は、次世代育成の観点から、国公立高校生の授業料無償化、私立高校生への就学支援制度をスタートさせた。しかし、公・私間の授業料に大きな格差が残り、府内の後期中等教育の4割を私立高校が担っているという実態を踏まえると、大阪の高校生全体に対する「教育の機会均等」という観点からは、十分とはいえない。
- ▶ このため、大阪府としては、生徒の7割を対象に、授業料を公立同様の無償化もしくは低額負担化とする大幅な支援の拡充を行なうこととした。あわせて、職業教育機関である高等専修学校の生徒もその対象に加え、「複線型の教育ルート」の確立に努める。
- ▶ これは、後期中等教育の条件整備の役割を担う府県として、全国に例のない手厚い支援策を講じることにより、できるだけ多くのおおさかの子ども達に対し、家庭の経済的事情にかかわらず、高校進学段階で自由な学校選択の機会（「ワン・チャンス」）を保障するとともに、次代のおおさかの発展を支える中間層人材の育成につなげ、大阪の低迷の要因である「ボリュームゾーン」（中間層）の弱体化に歯止めをかけたいとの考えに基づくものである。

## 2. 切磋琢磨による教育の質の向上

- ▶ 授業料の面で、公・私間の競争条件がほぼ同一条件になることにより、制度に参画する各私立学校には、魅力ある教育内容を提供するための努力を促し、学校間の切磋琢磨による大阪の教育力の全体の底上げをめざす。また、公私の生徒受入れ枠である「7・3枠」を見直し、子どもたちの進路希望に応えるとともに、特色や魅力づくりのための努力を重ねる学校に生徒が集まる仕組みとする。
- ▶ 私・私間についても、経常費補助の配分方法を見直す中で、「建学の精神」に基づく特色ある教育への「パフォーマンス評価」の仕組みを検討し、更なる切磋琢磨を促す。

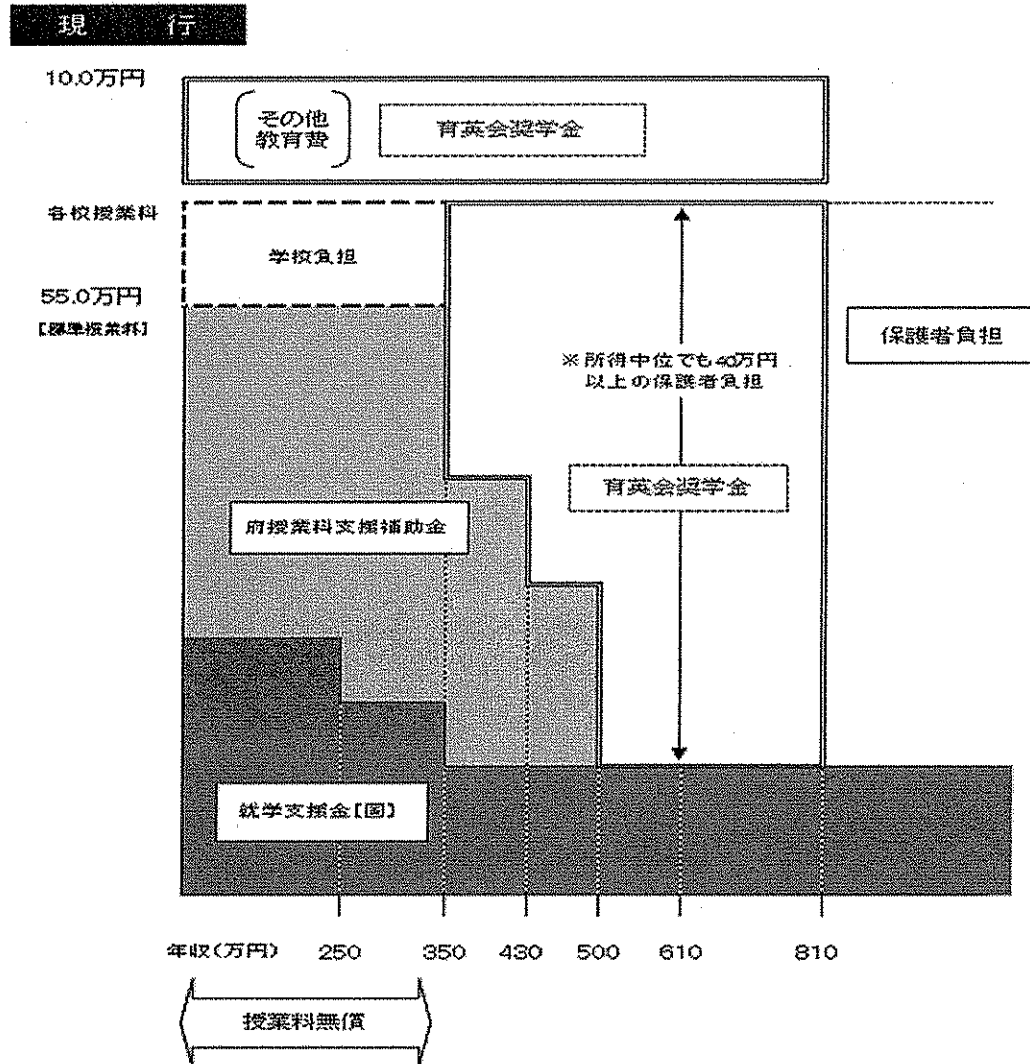
## 3. 教育投資の拡大

- ▶ 我が国では、教育費における公費負担割合が、他のOECD諸国と比較して非常に低い水準にある。こうした状況に対し、府民の理解のもと、大阪が先導して、次代を担う人材育成のための思い切った投資を行なう。

# I . 高校等の授業料無償化の拡大 (授業料支援補助金の拡充)

# 現行の「授業料支援補助金」の課題

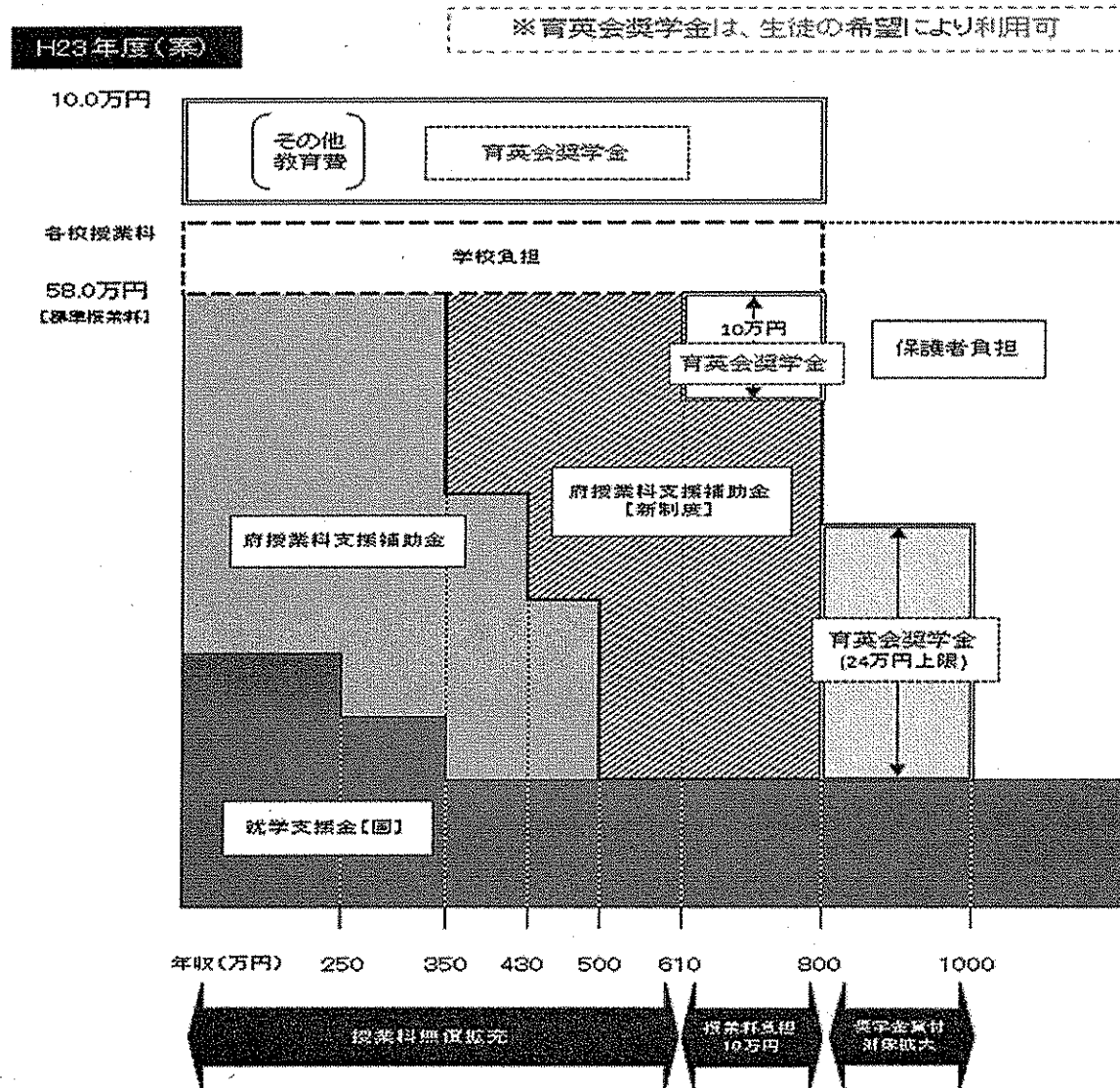
現行制度(年収350万円未満まで授業料無償化)は、「就学セーフティネット」が目的。  
 しかし、所得中位の世帯(年収610万円世帯)でも、40万円以上の保護者負担が残る。



# 「授業料支援補助金」の拡充

※全日制私立高校、高等専修学校の場合

平成23年度の新入生から、「授業料支援補助金」を拡充して「新制度」(案)とする。



# 授業料支援補助金の補助額

\* 全日制高校、高等専修学校の場合

## 現行制度

標準授業料:55万円の場合

年収区分	就学支援金(国)	授業料支援補助金(府)	合計	保護者負担
250万円未満	237,600円	312,400円	550,000円	0円
350万円未満	178,200円	371,800円		
430万円未満	118,800円	275,200円	394,000円	156,000円
500万円未満		175,200円	294,000円	256,000円
500万円以上		0円	118,800円	431,200円



## 新制度(案):平成23年度の新1年生から

標準授業料:58万円の場合

年収区分	就学支援金(国)	授業料支援補助金(府)	合計	保護者負担
250万円未満	237,600円	342,400円	580,000円	0円
350万円未満	178,200円	401,800円		
610万円未満	118,800円	461,200円	480,000円	100,000円
800万円未満		361,200円		
800万円以上		0円	118,800円	461,200円

\* 「授業料支援補助金」は、標準授業料を上限に交付。保護者負担は、標準授業料の場合のものを算定。

\* 年収区分はめやすであり、市町村民税所得割額で所得判定(世帯収入を合算)。



# 授業料支援補助金の現行制度と新制度の比較

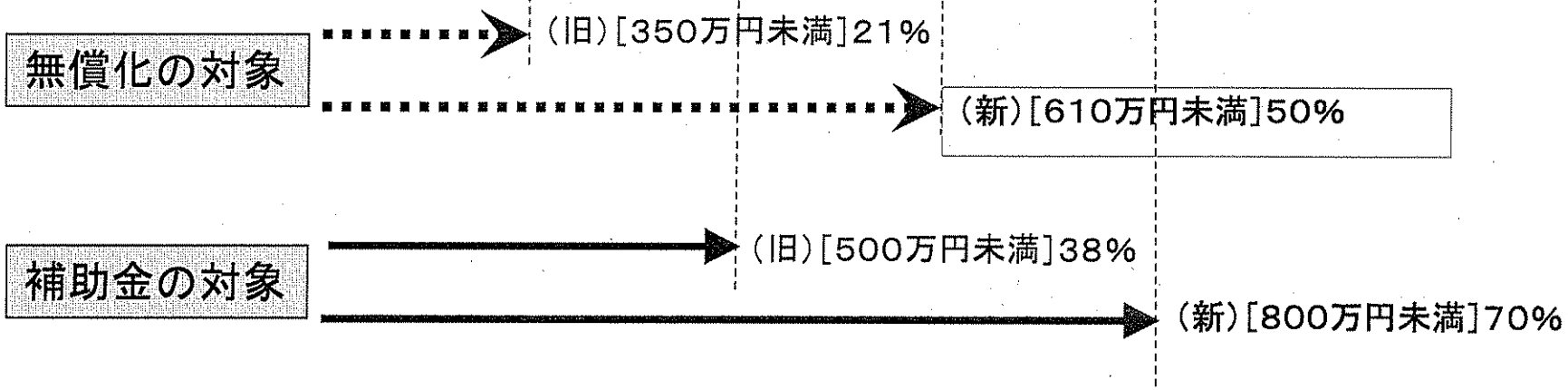
		現行制度(平成22年度)	新制度(平成23年度～)
資格		以下の条件を有し、所得要件を満たす生徒 ①生徒・保護者が大阪府内に住所を有する ②知事が指定する「就学支援推進校」に就学 ③国の就学支援金の交付対象	同左 ※平成23年度の新入生(現在の中3生)から対象
所得要件	授業料無償化	年収350万円未満世帯の生徒 【生徒カバー率:約20%】  * 年収350～500万円未満世帯に対しても、保護者負担を軽減するため補助金交付(27.52万円～17.52万円)	年収610万円未満世帯(所得中位)までの生徒 【生徒カバー率:約50%】  * 所得中位層は、平成21年国民生活基礎調査の「児童のいる世帯の所得の中央値」603万円を参考に、年収610万円と設定。
	授業料10万円負担	—	年収800万円未満世帯の生徒 【生徒カバー率:約70%】  * 補助金交付実績や高校アンケート調査(22年8月)を基に高校生世帯の所得水準の7割を年収800万円未満世帯と推計。
対象校		「就学支援推進校」の指定を受けた学校 【22年度】・私立高校は102校全て(中等教育学校1校含む) ・高等専修学校は30校/34校	同左 ※学校に意向調査を行い、対象校を決定
標準授業料		55万円	58万円(原則として5年間据え置き)
実施時期		平成22年度から(1～3年生) ※平成22年10月1日に在籍確認	平成23年度から(新1年生から学年進行) ※平成23年10月1日に在籍確認

\* 今後、経済状況などに大幅な変化が生じ、生徒のカバー率に変化が生じるような場合には、「ボリュームゾーン」がターゲットであることに留意しながら、保護者負担の所得要件を見直す。

\* 標準授業料とは、府が独自に設定するものであり、その額を上限として、「就学支援推進校」が設定する授業料から国の就学支援金を差し引いた額を、府の授業料支援補助金の対象とするもの。「授業料無償」「授業料10万円負担」は、私立高校等の標準授業料を上限に、各学校の授業料から国の就学支援金を差し引いた残りを府補助金として交付した後の、保護者の授業料負担。

【参考】世帯収入ごとの大阪府内の高校生(全日制)の分布(推計)

	～350万円	～500万円	～610万円	～800万円	800万円超	合計
府立高校① (全日制)	27,280人	27,805人	17,968人	29,511人	28,592人	131,156人
	21%	21%	13%	23%	22%	100%
私立高校② (全日制・府内生)	15,128人	6,755人	5,882人	10,463人	32,133人	70,361人
	21%	10%	8%	15%	46%	100%
計(①+②)	42,408人	34,560人	23,850人	39,974人	60,725人	201,517人
	21%	17%	12%	20%	30%	100%
累計	42,408人	76,960人	100,810人	140,792人	201,517人	—
	21%	38%	50%	70%	100%	—



\* 府立高校生は、「高校選択に関するアンケート調査」(平成22年8月、大阪府)より推計。私立高校生は、平成21年度授業料軽減補助金の交付実績より推計。

## 新制度の対象となる「就学支援推進校」①

新制度の「就学支援推進校」については、下表により、改めて指定手続きを行う。

就学支援推進校 (新制度)	<p>◆知事から「就学支援推進校(新制度)」の指定を受けた学校を、平成23年度からの拡充後の「授業料支援補助金」の対象校とする</p> <p>※ 就学支援推進校に指定しようとしている学校は、「授業料設定に制約を受けながらも、より高い付加価値のある教育を、中低所得層を含む幅広い層に提供する学校」であり、「高い授業料を自由に設定して、それ相当に高い付加価値のある教育を、特定の層に提供する学校」ではない。</p>
指定要件	<p>◆「①授業料が「標準授業料58万円」以下の学校」 又は 「②授業料が「標準授業料58万円」を超える場合、「授業料支援補助金」の対象となる年収800万円未満世帯の生徒に対し、給付型奨学金等により差額分を負担する学校」</p> <p>◆「就学支援推進校」には、授業料改定に際し、大阪府への事前協議を義務づけ</p> <p>※上記の要件に違反した場合、「就学支援推進校」の指定を取り消す場合がある</p> <p>◆「就学支援推進校」には、学校の教育力向上に係る努力(その中には生徒自身の頑張りとそれを引き出すことも含む)を外形的に評価し公表する仕組みを検討。</p> <p>◆各学校の経営上の工夫を尊重することとし、生徒の受験形態やクラス編成に応じて、部分的に就学支援推進校の指定を行うことができる。例えば、学校から、「特進クラス」と「普通クラス」とで授業料の設定を変え、「普通クラス」部分のみ指定を受けたいとの申し出があった場合には、制度への参画を認める。</p>

## 新制度の対象となる「就学支援推進校」②

<p>標準授業料 (新制度)</p>	<p>◆「標準授業料」を58万円とする(特別な事情のある場合を除き、原則として5年間据え置き)</p> <p>* 標準授業料58万円は、平成22年度の全日制私立高校の加重平均値を参考に設定</p> <p>◆この趣旨は、本制度が、「高い授業料を自由に設定して、それ相当に高い付加価値のある教育を提供する学校」ではなく、幅広い層を受け入れる全体の7~8割程度の学校を想定し、これらの学校に対する生徒・保護者の選択権の保障をねらいとしていることによる。もちろん、これらの学校には、公立と比して、特色と多様性に富んだ高い付加価値のある教育を提供することを期待する。</p>
<p>指定手続き</p>	<p>◆新制度の「就学支援推進校」は、「授業料支援補助金」拡充に伴い、学校負担が大きくなるケースも考えられるため、平成22年11月に実施した「指定意向調査」の結果を踏まえ、平成23年4月ごろに指定する予定。</p>
<p>留意事項 (現行制度との 整合)</p>	<p>◆現行制度の「就学支援推進校」が、新制度の指定を受けない場合でも、引き続き、在学中の生徒が卒業するまでの間、学校が差額分負担(年収350万円未満世帯の生徒)に協力する場合、現行制度分の授業料支援補助金は、在学生在が卒業するまでの間、交付。</p>

## 標準授業料の設定と保護者負担に関する補足

- ◆ 標準授業料は府の補助の上限であり、私立高校の付加価値教育を規制するものではなく、あくまでも生徒・保護者が実際に支払う授業料の面で競争条件を公立高校と同一にする(近づける)ことがねらいである。そのため、国公立高校の無償化が継続されることを前提に、標準授業料は5年間据え置くことを原則とする。いかなる場合でも、保護者負担が各学校ごとにバラツキを生じないようにすることが重要であり、就学支援推進校は、標準授業料58万円を超える部分について保護者負担を求めることはできない。




(※「58万円を超える部分についての保護者負担を認めれば、生徒の学校選択の幅が一層拡大する」との指摘もあるが、

- ①制度への参加意向調査の結果、58万円であれば、ほぼ全ての私立高校の参画が見込めるため、公立にはない付加価値を持つ学校も多く含まれること、
- ②付加価値分として保護者負担を一旦容認すれば、「蟻の一穴」となり、授業料を値上げする学校が続発し補助を打つ効果がなくなること、
- ③差額分の負担が中低所得層の負担能力の限界を超える恐れがあり、制度本来の趣旨が損なわれること
- ④800万円未満世帯が低額負担で「高い授業料を自由に設定して、それ相当に高い付加価値のある教育を、特定の層に提供する学校」を選択できるようになることは、授業料の全額を負担する800万円以上世帯との間で著しい不公平が生じること

などの理由から、就学支援推進校には、個別の学校による保護者負担の設定は認めないこととした。

- ◆ 就学支援推進校が授業料を改定する場合は、大阪府への事前協議を義務付けることとした。これは、制度の対象とならない層(800万円以上世帯)への授業料の改定を含む。また、教材代や制服代など授業料以外の名目で保護者負担に転嫁することのないようにチェックすることが必要である。
- ◆ 標準授業料は5年間据え置きを原則としているので、個々の学校の授業料についても、改定にあたっては、事前協議のルールを設け、学校経営の状況など総合的観点から改定の是非を検証する。

## 就学支援推進校：新制度の指定を受ける場合、受けない場合

現行制度	新制度	授業料支援補助金の交付対象(平成23年度)
 * 全96校を指定済	 (指定を受ける)	新入生：新制度の対象 2年生：現行制度の対象 3年生：現行制度の対象
	 (指定を受けない)	新入生：授業料支援補助金の対象外 2年生：現行制度の対象(※) 3年生：現行制度の対象(※)
※学校が差額分負担に協力してくれる場合 (2、3年生が卒業するまでの間)		

# 【参考】平成22年度の私立高校(全日制)の授業料一覧

【単位:円】

順位	学校名	授業料
1	関西大学高等部	900,000
2	関西学院千里国際高	900,000
3	同志社香里高	774,000
4	藍野学院短期大学附属藍野高	700,000
5	上宮高	696,000
6	上宮太子高	696,000
7	関西大学第一高	690,000
8	早稲田摂陵高	680,000
9	追手門学院大手前高	669,000
10	金蘭千里高	666,000
11	帝塚山学院高	655,600
12	開明高	650,000
13	聖母女学院高	648,000
14	帝塚山泉丘高	645,600
15	初芝立命館高	640,000
16	清風南海高	640,000
17	大阪女学院高	633,000
18	関西大学北陽高	630,000
19	大阪薫英女学院	620,000
20	大阪桐蔭高	620,000
21	関西大倉高	620,000
22	清風高	620,000
23	履正社高	620,000
24	清教学園高	612,000
25	高槻高	612,000
26	四天王寺高	612,000
27	金蘭会高	610,000
28	近畿大学附属高	600,000
29	樟蔭東高	600,000
30	阪南大学高	600,000
31	羽衣学園高	600,000
32	追手門学院高	597,000
33	大谷高	597,000

順位	学校名	授業料
34	浪速高	591,400
35	大阪星光学院高	591,000
36	初芝富田林高	590,000
37	常翔啓光学園高	590,000
38	大阪青凌高	588,000
39	樟蔭高	588,000
40	明星高	588,000
41	東大谷高	587,000
42	大阪高	586,000
43	箕面自由学園高	582,000
44	梅花高	582,000
45	常翔学園高	580,000
46	興国高	580,000
47	プール学院高	580,000
48	桃山学院高	580,000
49	太成学院大学高	576,000
50	大阪信愛女学院高	576,000
51	聖母被昇天学院高	576,000
52	千代田高	576,000
53	大阪学芸中等(後期)	576,000
54	相愛高	576,000
55	城星学園高	570,000
56	賢明学院高	567,000
57	ピール学園高	564,000
58	大阪学院大学高	564,000
59	大阪学芸高	564,000
60	東海大学付属仰星高	564,000
61	国際大和田高	552,000
62	大阪成蹊女子高	552,000
63	城南学園高	550,000
64	東大阪大学敬愛高	550,000
65	東大阪大学柏原高	550,000
66	大阪商業大学高	550,000

順位	学校名	授業料
67	大阪女子短大高	550,000
68	大阪商業大学堺高	550,000
69	大阪電気通信大学高	550,000
70	此花学院高	550,000
71	大阪体育大学浪商高	540,000
72	関西福祉科学大学高	540,000
73	大阪産業大学附属高	540,000
74	大商学園高	540,000
75	大阪夕陽丘学園高	540,000
76	金光大阪高	540,000
77	金光藤蔭高	540,000
78	金光八尾高	540,000
79	四天王寺羽曳丘高	531,600
80	明浄学院高	520,000
81	国際滝井高	516,000
82	英真学園高	516,000
83	四條畷学園高	512,000
84	清明学院高	510,000
85	近畿大学泉州高	508,000
86	関西創価高	506,000
87	堺女子高	500,000
88	箕面学園高	492,000
89	精華高	490,000
90	星翔高	490,000
91	大阪女子高	485,000
92	宣真高	480,000
93	好文学園女子高	480,000
94	昇陽高	480,000
95	建国高	420,000
96	金剛学園高	416,000
●全校平均【96校】		582,400

## 事業費(想定)(検討中)

新制度の授業料支援補助金の事業費は、現行制度に以下の追加所要額が必要。

【現行制度】平成22年度当初予算 65.16億円（内訳）一般財源56.77億円、国庫補助0.64億円、基金7.75億円

ケース1	追加所要額(事業費)
<p>○「7・3枠」の見直しに伴う公立からのシフトを想定 ※私立の生徒受入れ割合が5%増(入学者数ベースで20%増)</p> <p>(入学者数) 23年度 21,520人 24年度 22,250人 25年度 22,370人</p>	<p>●23年度 47億円 (うち、基金追加充当額 7億円)</p> <p>●24年度 84億円 [注](うち、基金追加充当額 14億円)</p> <p>●25年度(通年) 120億円 [注](うち、基金追加充当額 20億円)</p>
ケース2	追加所要額(事業費)
<p>○従来どおり(公立からのシフトがない場合) ※公立 72.6%、私立 27.4%(22年度実績)</p> <p>(入学者数) 23年度 17,860人 24年度 18,470人 25年度 18,570人</p>	<p>●23年度 40億円 (うち、基金追加充当額 3億円)</p> <p>●24年度 70億円 [注](うち、基金追加充当額 8億円)</p> <p>●25年度(通年) 97億円 [注](うち、基金追加充当額 10億円)</p>

[注]「基金」は高校生修学支援基金のこと。基金の事業期間は平成23年度までとなっており、事業期間の延長を国に要望。



## 制度の検証・見直しについて①

### 【制度の見直しに関する基本方針】

- ① 制度は原則として5年間継続させる。但し、毎年、効果検証を行うこととする。
  - ② 検証にあたっては、学識経験者などを交え、科学的かつ客観的な観点から、原因究明を十分に行う。
  - ③ そのうえで、就学支援指定校の要件や標準授業料などの制度の見直し(存廃も含む)を行う場合は、あらかじめ定めたルールによるものとする。
  - ④ なお、今後、経済状況などに大幅な変化が生じ、生徒のカバー率に変化が生じるような場合には、「ボリュームゾーン」がターゲットであることに留意しながら、保護者の所得要件を見直す。(平成23年7月6日 加筆)
- ・ 制度の見直し(存廃も含む)は、大きくは、「①検証の結果、公立から私立への流動化が期待していたようには生じていない場合」と「②標準授業料58万円では負担が大きいために参加校が減った場合」のふたつが想定される。そのため、検証項目として、①は「私立高校の専願率」、②は「新制度の参加校率」を掲げ、それぞれの数値をあらかじめ明示することとする。
  - ・ ただし、標準授業料を超える分の負担を私立学校に求める制度としている以上、府立高校に対する施策と同様の考え方にに基づき、私立高校に対しても、公的支援がなされなければならない。
  - ・ また、制度そのものを廃止するという判断は、数値に基づいて機械的に行うべきものではない。要因の検証を十分に行ったうえで、制度の趣旨を踏まえて、可能な限り改善方策を見出すべく努力する。たとえば、「より高い水準の標準授業料の設定」や、「より低い水準の保護者負担の設定」などで改善が可能と見込まれる場合には、公費をさらに投入することも想定しておかななければならない。
  - ・ なお、「生徒・保護者の選択権の拡大」という観点から、府内の私学の収容定員の拡大や、教育力向上に係る取り組み状況などを見極めながら、府外の私学についても、「就学支援推進校」の指定を受け、府内生徒を受け入れる場合には、制度の対象とすることを検討。

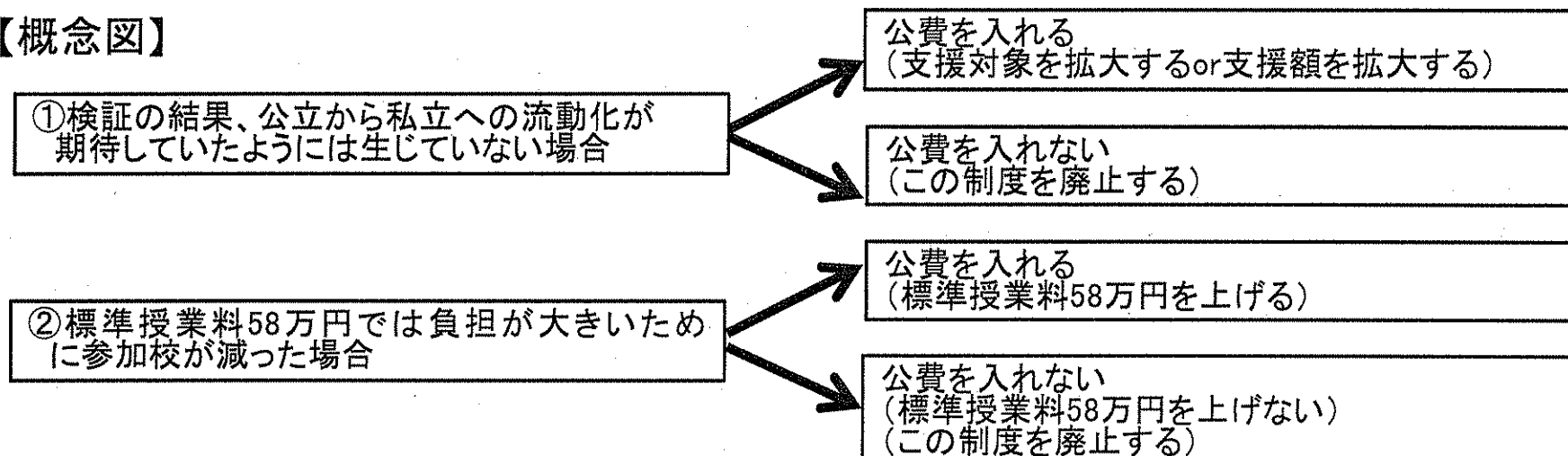
## 制度の検証・見直しについて②

### 【制度の見直しに関するルール(例)】

検証項目	視点	見直しルール(例)
①私立高校の専願率	・自由な学校選択の拡大により、経済的理由による不本意進学が減少し、現状よりも私立高校の専願率の上昇が見込まれる。 【現状】23年2月:27.02%	・24年2月入試における専願率が25%を下回った場合、25年度入学生から制度を見直し。
②新制度の参加校率	・新制度の参加校が一定割合を下回った場合、「自由な学校選択」や「切磋琢磨による教育力向上」が期待できない。	・全日制私立高校(96校)の参加校が6割を下回った場合、制度を見直し。

※上記以外に、入学生の満足度(又は不本意就学率)を毎年調査し、効果を検証。

### 【概念図】



## 制度の検証・見直しについて③

### ◆ 国制度が変更された場合の対応

- ・ 22年度から実施されている国の「国公立高校生の授業料無償化」及び「私立高校生への就学支援制度」について、制度の変更・見直しが行われ、本制度の変更・見直しを行わざるをえない場合には、「中低所得層を対象に公私間の授業料の面での条件をほぼ同一にする」という本制度の趣旨を尊重することを基本とする。
- ・ その際、「国公立高校生の授業料無償化(不徴収)」制限が外れた場合、後期中等教育の条件整備の役割を担う知事として、経営資源の効果的な配分を行うため、府立高校については、私立高校における授業料負担とのバランスに配慮しながら、応能負担(\*)の考え方などを含め授業料水準の設定を行うことも検討すべきと考える。

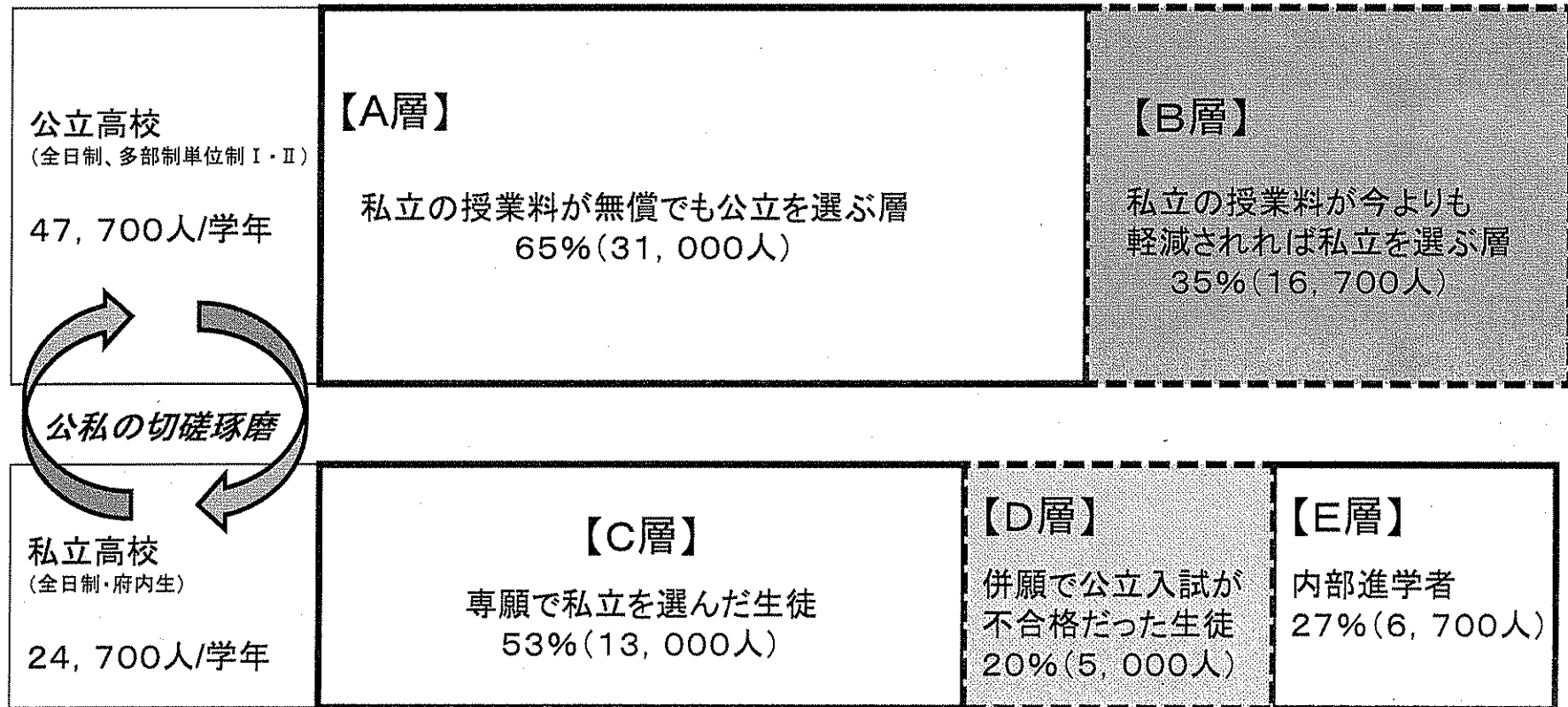
#### \* 応能負担について

高校の授業料については、「使用料」に位置づけられ、応能負担はなじまないという考え方があるが、その考えに基づいても、一定の基準を設定したうえで、減免を行うことによって、実質的な負担額に段階的に差をつける手法は検討しうる。(平成23年8月29日 加筆)

## Ⅱ. 公私の切磋琢磨による大阪の教育力向上 (「7・3枠」の見直し)

# 公私の切磋琢磨

授業料支援補助金の拡充により公私間の競争条件を合わせ、公私の切磋琢磨を促し、大阪の教育力を向上する。「7・3枠」の見直し



(22年度入学生数をベースにした試算)

\*「7・3枠」は、公立中学を卒業した府内進学者について、公立(7割:A+B層)と私立(3割:C+D層)による生徒受入れ比率。  
⇒22年度の計画は「公立46,700人(7割):私立20,100人(3割)」。実績は「公立47,700人(72.6%):私立18,000人(27.4%)」

\*A層・B層は、「高校選択に関するアンケート調査」(平成22年8月、大阪府)により推計。C~E層は22年度実績値。

## 「7・3枠」の見直し①

### 【現行の高校就学対策】

○公立中学卒業の府内高校進学予定者数を、公私7対3の割合で割り振り、定員を設定

昭和54年	公私協で初の合意(公私協調により急増する高校就学者を受け入れ)
昭和62年	第二次生徒急増期のピーク *以降、公私受入比率は、概ね71.5:28.5で設定
平成9年	平成10年度の公私受入比率を「7・3」に設定(以降、現在に至る)



### 【平成23年度高校就学対策】

○従来のように、公私7:3で割り振るといった受入計画は策定しない。

○平成23年度は生徒流動化の規模が予測困難なため、公立、私立がこれまでの7:3をベースにしつつ、それぞれ募集人員を設定した上で、計画進学率等から算出された府内進学予定者数がすべて受入れ可能であることを、公私協において確認。

\*24年度以降についても、就学セーフティネットの観点から、公私トータルで高校進学予定者数を上回る募集人数が確保されていることを、公私協において確認していくものとする。

## 大阪の教育力向上に向けた今後の対応

- ◆ 24年度入試における各府立高校の入学募集定員は、23年度入試の状況を十分に分析・検証したうえで、教育委員会において設定する。さらに数年後には生徒減少期に入ることや、公私間の生徒の流動化の状況なども踏まえながら、今後、府立高等学校の再編整備の考え方を検討していく。また、校長のマネジメントの評価にあたっては、学校の特色化と中学生の進路選択の状況を指標のひとつとする。
- ◆ 私立高校については、府内の私学の収容定員の拡大や、教育力向上にかかる取組み状況や生徒の受入れ状況なども踏まえながら、新規の高校の設置促進についても検討する。
- ◆ 今後、高校の撤退・廃校が生じた場合を想定し、在校生の修学を保障する仕組みを構築する。
- ◆ 多くの生徒・保護者にとっては、公立か私立かという設置者ではなく、その学校で行われている教育の中身こそが重要である。設置者の違いによって、地方財政上の措置を含む公費投入に差が生じる仕組みは、本来は改めるべきと考える。府としては、「設置者管理主義」にとらわれることなく、生徒・保護者から評価され、選ばれる学校に対して支援を行うことが求めるべき姿だと考える。今後、施設設備費や減価償却費なども含め、公私間の高校における教育コストを財務諸表に基づき分析、検証した上で、新たな公費投入のあり方を検討する。

### Ⅲ. 私立高校への経常費補助金の配分方法の見直し (「パーヘッドの原則」と激変緩和、特別加算など)



## 経常費補助金の配分方法の検討

- 私立高校の経常費補助金については、授業料水準などの配分基準により、学校間で、生徒1人あたり単価に、大きな配分格差が生じている。(21年度末で4倍格差)
  - 「授業料支援補助金」の拡充に伴い、私私間の切磋琢磨を促すため、経常費補助金は「パーヘッドの原則」(原則として生徒単価均等)で配分するように見直す。  
\* 定員超過や財務情報の未開示などのペナルティ要素は除く。
  - 生徒の就学環境が急激に悪化しないように、きちんと経営改革に取り組む学校には、総額の範囲内で経過措置として削減額の上限を設けるなどの激変緩和について検討。
- ※経常費補助金には国庫補助が含まれており、平成23年度の配分方法は国庫補助の内容が定まった後に必要な見直しを行う。

現行=4倍の配分格差

(生徒1人あたり単価)

	最高額 (万円)	最低額 (万円)	格差(倍)	平均額 (万円)
19年度	69.8	10.9	6.4	28.9
20年度	64.3	13.6	4.7	27.1
21年度	57.4	14.4	4.0	26.8

今後(平成23年度~)

「パーヘッドの原則」による配分方法  
(生徒単価を均等)

\* ペナルティ要素(定員超過、情報公開未開示等)は除く

※経過措置として削減額の上限を設けるなどの激変緩和についても検討。

【参考】平成21年度大阪府私立高等学校經常費補助金配分額一覽表 (生徒1人あたり単価)

【単位:千円】

※ 単価の高いものから降順

学 校 名	単 価	学 校 名	単 価	学 校 名	単 価
1 建国高等学校	574.3	33 常翔啓光学園高等学校	318.3	65 箕面自由学園高等学校	258.6
2 金剛学園高等学校	572.2	34 大商学園高等学校	315.3	66 藍野学院短期大学附属藍野高等学校	258.0
3 賢明学院高等学校	560.7	35 大阪信愛女学院高等学校	314.8	67 プール学院高等学校	257.7
4 関西学院千里国際高等部	458.3	36 羽衣学園高等学校	312.9	68 大谷高等学校	256.0
5 聖母被昇天学院高等学校	449.7	37 関西大学北陽高等学校	305.7	69 上宮高等学校	252.1
6 早稲田摂陵高等学校	419.7	38 大阪電気通信大学高等学校	304.6	70 大阪女学院高等学校	249.8
7 大阪女子高等学校	414.6	39 千代田高等学校	304.2	71 開明高等学校	238.7
8 聖母女学院高等学校	409.3	40 大阪商業大学高等学校	304.0	72 大阪産業大学附属高等学校	235.3
9 近畿大学泉州高等学校	407.2	41 大阪国際滝井高等学校	303.6	73 大阪高等学校	232.2
10 ビーエル学園高等学校	406.0	42 英真学園高等学校	301.3	74 初芝立命館高等学校	231.8
11 箕面学園高等学校	404.9	43 大阪商業大学堺高等学校	293.8	75 桃山学院高等学校	228.8
12 東大阪大学敬愛高等学校	392.7	44 金光藤蔭高等学校	293.6	76 近畿大学附属高等学校	227.4
13 昇陽高等学校	391.7	45 関西創価高等学校	293.1	77 清教学園高等学校	223.6
14 大阪女子短期大学高等学校	391.0	46 大阪夕陽丘学園高等学校	291.9	78 清風南海高等学校	223.1
15 関西福祉科学大学高等学校	385.2	47 城南学園高等学校	289.9	79 高槻高等学校	219.8
16 相愛高等学校	377.0	48 堺女子高等学校	288.7	80 常翔学園高等学校	217.6
17 明浄学院高等学校	369.8	49 追手門学院大手前高等学校	282.8	81 大阪星光学院高等学校	215.9
18 上宮太子高等学校	368.2	50 金光大阪高等学校	281.9	82 初芝富田林高等学校	215.0
19 好文学園女子高等学校	367.3	51 精華高等学校	279.0	83 興国高等学校	214.6
20 樟蔭東高等学校	366.5	52 大阪国際大和田高等学校	276.8	84 四天王寺高等学校	208.1
21 此花学院高等学校	365.5	53 帝塚山学院泉ヶ丘高等学校	274.4	85 清風高等学校	208.0
22 城星学園高等学校	362.2	54 四天王寺羽曳丘高等学校	271.9	86 同志社香里高等学校	202.7
23 星翔高等学校	353.4	55 四條畷学園高等学校	270.2	87 履正社高等学校	201.2
24 東大阪大学柏原高等学校	341.7	56 帝塚山学院高等学校	267.4	88 浪速高等学校	200.6
25 金蘭会高等学校	339.3	57 清明学院高等学校	266.9	89 追手門学院高等学校	198.4
26 太成学院大学高等学校	339.0	58 阪南大学高等学校	265.1	90 大阪桐蔭高等学校	188.2
27 東大谷高等学校	332.2	59 大阪青凌高等学校	264.5	91 明星高等学校	179.8
28 宣真高等学校	327.0	60 金光八尾高等学校	262.6	92 関西大学第一高等学校	177.4
29 大阪体育大学浪商高等学校	322.7	61 金蘭千里高等学校	261.6	93 関西大倉高等学校	169.1
30 大阪成蹊女子高等学校	322.5	62 東海大学付属仰星高等学校	261.1	94 大阪学芸高等学校	144.0
31 梅花高等学校	319.8	63 大阪薫英女学院高等学校	260.6	<平均>	267.6
32 樟蔭高等学校	319.3	64 大阪学院大学高等学校	258.7		

※単価の低い学校は、定員超過校が含まれる。(超過分カット)

## 「頑張る学校」への特別加算(パフォーマンス評価)

- 配分方法の見直しに合わせ、教育面から様々な分野で大きな成果を挙げた「頑張る学校」に対する経常費補助金の特別加算(「パフォーマンス評価」)についても検討。
- 具体的には、平成23年度から、経常費補助金の生徒単価から一定額(例. 5千円~1万円程度)を特別加算分として差し引き、教育面で成果を挙げた「頑張る学校」に対しポイントに応じて配分する特別加算方式(パフォーマンス評価)について検討。
- 公立と私立が切磋琢磨できるように、公私が連携して評価指標等を検討するとともに、公私が共通した「頑張る学校」への加算方法分について検討。

### パフォーマンス評価の指標(例)

- ◆職業教育推進校  
※職業適性診断テストの受検率、資格取得率、就職内定率など
- ◆実践的英語教育推進校  
※英検等合格者数など(英検準1級、1級はポイント加点)
- ◆難関大学の合格者数及び現役合格率
- ◆クラブ活動等における全国大会、コンクール入賞実績  
※全国大会、コンクール優勝はポイント加点
- ◆きめ細かな生徒指導実践校  
※進路未定率、中退率の改善などを基に検討

### 配分方法(検討中)

- 特別加算分総額  
経常費補助金の生徒単価の一定額を差し引き、特別加算分として積み立て、各学校に配分
- 配分条件  
加算ポイントが基準ポイントを超えていること  
(基準ポイントに満たない場合は配当なし)
- 各校配分額  
学校が獲得した加算ポイントに応じて配分

## これまでの経過と今後のスケジュール

(平成22年)

- 11月9日 戦略本部会議
- 11月10日 大阪府公立高等学校連絡協議会(公私協)
- 11月中旬 公・私の高校募集要項の公表
- 11月中旬 「就学支援推進校」の意向調査
- 12月 高校、高等専修学校等への進路指導(中学校)

(平成23年)

- 2月～3月 23年度入学生にかかる高校入試
- 3月 府議会で予算の議決を経て方針を確定
- 4月 新制度の就学支援推進校の指定